

## 平成 30 年度第 2 回県央地区保健医療福祉推進会議(第 1 部)議事録

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 医療法人社団葵会 七沢リハビリテーション病院の開設について

・説明者：県立病院課

資料 1 旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲及び新病院の開院について

資料 3 平成 30 年度第 1 回県央地区保健医療福祉推進会議の結果を踏まえた基本的な考え方

・説明者：医療法人社団葵会 七沢リハビリテーション病院

資料 2 医療法人社団 葵会 七沢リハビリテーション病院の運営計画について

#### <神奈川リハビリテーション病院>

名称は非常に重要で、これは県立病院のほうに私の方からお願いしていたという経緯もありまして、今回「AOI」を付けていただいております。今までの経緯から考えて、「しようと考えております」というのは気になります。「する」でよろしいですか。

#### <医療法人社団葵会 東京本部>

この方向で進めております。手続きとして定款変更がありますので、すぐに名前を変えるというわけにはまいりませんが、一応本部のほうでは「AOI 七沢リハビリテーション」でいくということになっています。

#### <神奈川リハビリテーション病院>

今回これは議事録が残るということでしょうから、そこは確実にお願いします。

#### <医療法人社団葵会 東京本部>

事務手続き上、少し時間がかかるということだけをご了承ください。

#### <神奈川リハビリテーション病院>

そうでしたら、混同しないようにどうするかです。なぜそう申し上げるかという、患者様が相当大きな迷惑を被る可能性があるからです。先ほど事務長から「高度な」と申されました。それは目指されるのだと思います。しかし、今まで私は、様々なリハビリ病院をみてきたのですが、神奈川リハビリテーション病院と一般のリハビリテーション病院とは全く違うものです。たとえば職業訓練とかいわゆる心理、大きな障害を受けた方の心のケアが必要な患者さんが間違えて皆さんの方に行かれてしまうと非常にかわいそうな結果になってしまいます。医療法でそんなものないのですけれど神奈川リハというのは、職業訓練や心のケアがあり、それを含めてのリハビリテーションを目指して患者さんがいらっしゃるの、この

混同は非常に患者さんに迷惑を与えてしまうので、名前は変えてはもらえないと思っていたので、「AOI」付けてくれたのであればギリギリ仕方がないと思います。ただ、きちっと患者さんに意向を確認いただくという作業をして、混同しないような対策をとっていただきたいと思います。

#### <葵会七沢リハビリテーション病院>

われわれ必ず説明しますし、病院の内容につきましては、懇切丁寧にやらせていただかないとトラブルになると思っていますので、今後の対応をみていただきたいと思います。また、トラブルがあれば必ず対応します。

#### <海老名総合病院>

今の話を聞かせていただくと葵会さんは非常に手順を大事にされるのではないかと、つまり手順がなければ先に進めないよというようなお答えをされたかと思います。当然葵会のような大きな組織になれば、今、国が進めている地域医療構想をどういうふうに進めていくのかということは当然ご存知ではないかと思います。そのうえで、残念ながら今日これだけの医療機関が集まったというのは、その根幹に関する手順が無視されたからというところが一番大きいように個人的には思いますし、やり方として手順としてそれはないよなという印象がございます。なぜそのような手順無視と捉えられてしまいかねないような形で進めてしまったのかなというところをまず一番、お聞かせいただきたいと思います。もう一つは「誠実に」と事業計画のほうに明記してございますが、この誠実を判断するのはどなたですかということをご二番目としてお聞かせください。三番目としましては、今お話した県央全域の医療圏域が集まって地域の医療をどうしようということ、真剣に葵会が入る前から話し合ってきたことへの会議に対する葵会の受け止め方についてです。会議では、当然いろいろ機関決定等されます。今いるメンバーたちは機関決定がされれば、大きな障害支障があればそれに対する意見はあるでしょうが、その機関決定されたことについては当然従いましょうということをご皆さん考えています。そうしたときにそこに入るということであれば、それには従っていただけるのでしょねということをご三つ目の質問とさせていただきます。

#### <医療法人社団葵会 東京本部>

地域医療構想を無視したような手順でなぜこんな形でやってしまったのかという質問に対してなのですが、大変申し訳なく思っております。いろいろ原因はあるのですが、今回の病院開設に対して、開設の日程というのがなかなかぎりぎりまで決まらないということがございまして、県からのご指導もございまして、30年4月に開設するよなということをごそれを目指してやっておりました。しかし、実際建物の登記が今まではされてなかったものから一から図面を引いて土地家屋調査士さんに測量してもらって図面を書いてというところから始めまして、いつ登記ができるのか、登記ができなければ定款も開設許可もならないということではっきりした日程がぎりぎりまで見えない部分もございまして、人員の確保、開設準備室の体制その辺も含めていろいろこの地域では私ども初めて見えさせていただくとい

うことで、何かと神奈川県さんのご指導をいただきながらやってきました。いろいろとそういった中で地域と連携した形で協力してやらせていただきたいというのが一番にありますが、その辺の日程がはっきりしなかったというのが一番にあって、ご説明が前後になってしまったことなどこちらの不手際についてはお詫び申し上げたいと思います。

#### <葵会七沢リハビリテーション病院>

2番目と3番目については私の方から説明させていただきます。誠実というのとはどなたが判断するのかということですが、先ほど県立病院課さんのほうからご説明のありました連絡会やそのほか医師会、病院会に参加させていただいた中で進行状況を説明しながら地域の意見をお伺いしてその中でご判断いただきたいと思います。

3番目につきましてはほかの法人の病院の連携パスとかに参加させていただいておりますので、その地域においてはできる限りいろいろな連携に参加させていただきまして、そこでいろいろな意見をいただきながらももちろん地域になじむように運営させていただきたい、それは我々法人も切に願っておりますので是非よろしく願います。

#### <海老名総合病院>

今の話を聞くと、こうしたことが起こってしまったことはいろいろ相互理解の不足であったように思います。それは良いとは思わないのですが、今のお話を聞いていると、例えば建築法など法律に基づくものに対してはちゃんと手順を踏むけれど、そうでないものについては…のように聞こえなくもないのですね。地域医療構想のところは確かに法律では決まっていますのですが、ファジーなところがあるというのは確かに私も感じています。法律にはファジーなところがあるのですが、これだけの医療機関がその話し合いを最高の決定機関と考えてやりましょうということで、県央の地域は意思の統一が図られていると考えています。そのあたりに入っていただくのであれば、それに則ってやっていただけますよねというところを確認したい、これ3番目のところと同じなのですが会議で決まったことは法律でもなく、通知でもなく省令でもなく、ただしそれはそれに近いものであると考えて今後行動を起こそうと思っている中で、ある医療機関だけがそれは法律に基づくものではないからと言われ、やめてしまうとこの地域医療構想そのものが成り立たなく、ベースが崩されてしまいますので、あくまでも信頼関係をしっかり整えて、我々そういう意識で思っていますので、葵会もそういう意識でよろしいですねということをイエスカノーかで答えていただきたいと思います。

#### <葵会七沢リハビリテーション病院>

もちろんイエスでございます。どうぞよろしく願います。

#### <委員>

私はいろいろな会議に参加させていただいているのですが、私は一般病床の人間ですので回復期とか療養病床とかよくわからないところがあります。機能区分は回復期で、療養

病床の回復期で始めるという形で、それを県から認められたということなのですが、葵会からファックスが届きまして、各事業部者各位ということで、うちの病院、クリニックのところに届いているのですけれど、「七沢リハビリテーション病院 8月1日に開院のお知らせ」というのが届いております。けれども、そこの中に対象患者がリハビリテーションを積極的に行いたい方、そうでない方も対応します、ご家族の介護負担の軽減、社会的都合の入院の方も受け入れますとそういうふう書いてあるということになってくると、どうなのか。もう一点は、東海大学が行っています神奈川県中西部療育連絡会ということで60病院あまりが参加しているケースワーカーがやっている会議がありますけれど、その会議の発言でも社会的な入院の人もどんどん声をかけてくれれば入院させますとワーカーの人がおっしゃっていたということです。私の方としては、最初の話の七沢脳血管センターリハビリテーション病院の譲渡のプレゼンテーションで、葵会は十分な医療資源を持っているという話を最初に謳っていました。今回このような少ない数でやらざるを得ないというところなので、一年間で一般回復期に向かうという話になっています。突然そういう方向が示され、私の頭の中でも整理できませんが、うまくいくとは思えません。確かに療養病床でやることであれば法的にはそういう患者さんを受けてもいいのだろうと思うのですけれど、要するに、療養病床だとしても、やはり皆さんに話をするときには、リハビリが必要な患者さんを受け入れますということにさせていただきたい。今回の件に関してはきっちりした流れがあるので、ファックスで患者さんを集めるというのは本当に本部の命令でやっているのか、それとも1ワーカーがやっているのかわからないです。ちょっと考えられない話なのですから、その辺のことが今後について信用ができないかなと思います。あともう一点ですが、この間、院長が七沢という話を出したときに七沢のブランドは全国区であるという話を言われました。それは確かにそうなのですが、先ほど海老名総合病院の方が話されたように県央地区の基本的にはいち回復期病院でしかなく、全国区とかそういう話はもうないわけですよ、神奈川県全体が集めてくるとかそういう話ではなくてみんな地域のためにどうしようかという連携を作っていくところにあるので、どこまでこのファックスの話を流しているのかなと、患者を集めるのは大変だと思うのですけれど、思いがよくわからないところがあるのでご質問したわけです。このことについてはいかがでしょうか。

#### <葵会七沢リハビリテーション病院>

もちろん回復期の患者さんをメインにさせていただきたいのですが、我々としては患者さんの申し込みに対して幅広くお受けしていきたいと、困っている患者さんを受けたいという思いがありまして、そういう文章になってしまったのです。それについては本部からというわけではなくて、我々がよその事業者さんから広く地域の患者さんをお受けさせていただきたいという意味で出させていただいたわけですし、文章の内容とか、説明の方で不都合があったら対応していきたいのですが、幅広くという形で説明させていただいていたところがございます。

<医療法人社団葵会 東京本部>

補足させていただきます。事務方の方はわかると思うのですが実際の患者さんを集めるのは一般より療養の方が難しいかと、今医療区分とかそういうのがあると思うのですが、そういうのを踏まえて広く患者さんにお声がけをするということをしたということです。

<委員>

療養病床で患者さん集めるのが難しいという話でしたけれど、療養病床で回復期リハビリテーション適応の患者さんを集めるのですよね。医療区分が云々というのはもちろん最初の数か月はともかく基本的には回復期リハで患者さんを集めるのだから今おっしゃったのは凄く矛盾していて、たぶん訂正されたほうがいいのかと思います。

<医療法人社団葵会 東京本部>

病棟の中で何パーセント患者さんが入れば満たすかということになっておりますのでその中でやりくりをしていきたいというところがございます。実際に回復期リハになるまでは入院料というのは実際の入院料ではなくて、ご存知かと思いますが特定入院料という本当に低い点数になるということで、そこでその現場の方としては運営をいろいろやりくりしてというところをご理解いただければと思います。

<委員>

地元の先生方もご存じだとは思いますが、回復期リハビリテーション病棟をやるときに一般病床と療養病床が一番違うのは医者の数ではないですか。葵会が全国的にネットワークを持っているので、資格を持ったスタッフはともかく、医者の学校は持っていないので結局医者は集まらないのではないかと、集められないのではないかとというのが一番の懸念で、一年で医者の数が療養から一般というと余計に10人が必要であるとそういう中で考えたときに、例えば川崎のAOIも、結局あそこは本来療養が170ある場所ではないのかという中で医者が集まらないからそうなっているのかなと思います。結局は医者不足というのが一番の心配で、何でそれが地域医療構想で問題になるかという、例えば回復期リハで県内のいろいろなところから患者さんが葵会のリハビリテーション病院に入りましたとなったときに、例えばお医者さんが一般病床に対応する数がいればそこで肺炎起こしましたという状態は自院で対応できますよね。しかし、療養病床由来の回復期だけの単独の病院では、リハビリできないと患者さんを周りの医療機関に一時的に出してしまうという非常に無責任なところが結構あります。そういった意味で考えたときに、やっぱり医者の数が3倍違うわけですから少なくとも一年後はともかく入院している患者さんは基本的には院内で対応するという方針をやってくれるのかということをお伺いしたい。また、患者さんだけはそうはいつでも245床分だけ集めてしまって、医者がやはり集まりませんでしたとなり、なし崩しで結局療養病床が一部残ってしまうとやっぱり当初の条件と異なってしまいます。療養病床でも認められるならばうちが手を挙げたよねという地元の医療機関もいらっしやると思うので、約束を守るために進めていくプロセスが大切です。患者さんを入れる前に医者を集めて医者の数

に応じてベッドを増やしていかないと、約束が守れなかったときに、県が行政指導するといっても患者さんを追い出せません、だからしょうがないから認めてください調整会議の中で認められないのでそのようなことがないようにお願いします。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

確かにすべての患者さんを当院で見るとはではありません。すでに入られた方でお熱を出された方が2人3人いらっしゃいますけれども、そういう肺炎だとか尿路感染症の方は対応します。実はAOI国際病院に搬送させていただいたのは前院であまり検査をされなかった方がいらしてメインの疾患が食道静脈瘤の破裂、その治療の後、対応障害があったからうちでリハビリテーションをと言いついたのです。でも実はもっと前からCKD慢性腎臓病があってそちらの方のフォローがされていなくて、うちにきたときはカリウム6.8でテントウジョウもPだったのです。それも待たないでうちは透析もできないのでそういうのは申し訳ないのですけれども自分たちの責任の範囲でグループを主体として治療できるところに送らせていただくというのが一点です。二点目の委員のご質問なのですが、確かにおっしゃるとおりで今事務長が病床の稼働オープンで計画を出していきまされたけれど病棟に医者がいなければオープンできませんので医者の確保が最初ということで9月に関しては目途が立っている今、10月の人事異動等をやっているところでございます。

<委員>

ホームページを見させてもらったら8月1日開院ということで今患者さんがいるということ初めて把握したのですが、僕ら地域のところなので地域の人知らないというか、普通病院が新しくなればオープンハウスとか言って地域の人にお見せするだろうし、しかし、私らのところには全く情報が来ないので、七沢で何をやってどういう医療を提供する、治療をするのかということが全く見えない。それが非常に不安な面がありますのでその辺についての今後どうしようかということが伺えるでしょうか。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

この会議の後説明したことが前後してしまうのですが地域の方にご案内にあがらせていただいて、さらにオープンしてしまった後なのですが内覧会等を開催させていただければと思っております。

<神奈川リハビリテーション病院>

先ほどの委員のお話の中で気になったことは社会的入院までいいというようなことを文書にまで書いてあるということです。これは県の医療課として認められるのですか。これを県の医療課がただ単に聞いているというのはおかしいと感じるのですが、私がおかしいのでしょうか。

#### <事務局>

私も先ほどファックスされたものを見まして、結論からいうとこれは認められません。医療法上の話ではなくて今回移譲の中の承継の話です。ファックスを見させていただくと、対象の患者、リハビリテーションを積極的に行う患者、これはいいです。そうでない方も対応します。その後、ご家族の介護負担軽減、社会的都合にて入院を考えてられる方、ここが一番の問題でございます。これは葵会に申し上げているのですけれど、都合で療養病床の形をとるけれども回復期リハをやりますよ、高度なリハを提供して、先ほど事業計画でご説明いただきましたとおりに求める患者像というところがございました。でも先ほどのものは慢性期をやりますと言っているようにしかとれません。これはおそらく今回ご出席の方々と同様の方と乖離があるのではないかと思いますので、しっかりと現場のほうでイメージを統一していただきたいということと、それからファックスの中に脳血管疾患と全然書いていないのですね、今現在はそこには対応できないのかもしれないけれど、それは8月1日現在、当然それはそこを目指しています、そういう患者を受け入れますとしっかりと書いていただいて地域との連携をとっていただきたい、このように考えております。

#### <神奈川リハビリテーション病院>

今のような言葉の問題ですが、ホームページに院長が書かれているところで、当院の前身は昭和41年の七沢リハビリテーション病院、社会福祉事業団だったというようなふうにご誤解をされるような文章を堂々と書かれておられます。先ほど全国区でということであれしいところはありますが、やはり最初に申し上げたとおり患者さんが困るのが一番大変なことなので、こういう紛らわしい記載というのはぜひやめていただきたい。ぜひホームページも変えていただきたいというふうに思いますがそれでよろしいでしょうか。

#### <葵会七沢リハビリテーション病院>

大変失礼しました。いろいろ配慮が足りず、大変申し訳ございません。今ご指摘のあった二点につきましては早速意思統一を図って変更すべきものは早急に変更いたします。

#### <海老名総合病院>

県の方もいろいろ頑張ってくださいということと、スタート時点が残念ながらこういう形になってしまいました。いろいろと地域との信頼関係を構築してということも葵会も書いてらっしゃる。この地域ご存知だと思いののですけれど医療従事者が非常に少ない地域でございます。紳士協定になってしまうとは思いますが、いわゆる職員の引き抜き等をするということを皆さん心配されている病院、当院もそうですけれどそういうところはしっかりと認識していただきたいと思っておりますし、そのような事例があった際にはやっぱりいろんな意味で信頼関係が壊れてしまいますので、そこはよくよく考えていろいろやっていただいたほうがいいのかなということとそこはリクエストでございます。

<会長>

皆様から我々が心配していることを一つ一つ言っていたかと思うのですがそこに関しては必ず対応していただければと思います。それでは次に県への質問、ご意見がありましたらお願いします。

<海老名総合病院>

先ほど委員もおっしゃっていましたができなかったときはどうするのですかというところ、1年でも期限をはっきりと区切って事業計画も書かれております。そういうときに承継の条件としているが、できなかったときは県としてはどうするのですかというところをお聞かせください。

<事務局>

今日県の本庁から県立病院課、医療課が参加しております。その立場を説明しますと、県立病院課は県立病院を管理している、移譲した人としての県。医療課は2つあって許認可する人としての県、もう1つは皆さまにお世話になっている地域医療構想を地域で進めていくことをコーディネートさせていただくという県でございます。今お答えするのは許認可としての立場の県でございますが、資料の中にございましたけれど1年以内に転換してくださいという許可条件を付して条件付き許可をしておりますので、万が一、これができなかった場合、これは許可条件に違反したことになります。したがって、許認可上の医療法に基づく、あるいは県の要綱に基づく指導になります。理由を付したり許認可上のところで聴聞したり、本当に悪質に転換しないということが分かった場合にはこれは一般の病院でもそうですけれども業務の制限にかかわる処分をとらざるを得ないと考えてございます。

移譲の話ですけれども、そうはいつでもまず許認可条件を付したものと移譲の中でも1年以内に一般病床に転換してくださいということになっていきますのでこれは責任を持って進捗管理を、先ほど連絡会議の話を提案しましたけれども、進捗管理をしながら、これをご報告いただきながら、これを地域に報告していく、こういった体制でしっかりと守っていただくようにさせていただきたいと、コーディネートする側としてこのように考えております。

<神奈川リハビリテーション病院>

それはすべての病床ということか。

<事務局>

そのような事業計画をされていますので245床、まず回復期リハをとり、一般病床に変えると理解しております。

<委員>

県にお聞きしたいのですが療養病床、慢性期から始めたという判断ですよね。まずは慢性期病棟という判断でよろしいのですよね。これは回復期で始めたのですか。



<事務局>

病床機能区分は、回復期リハの場合には回復期の機能を担うものとしてとらえています。先ほどファックスの話の中で社会的云々の話がありましたがこれは慢性期だから違うと申し上げました。

<委員>

それがわかっただけであればそれでいいです。もし療養病床というところが慢性期ということになると地域医療構想の基準病床数を毎回移さなくてはならないので、回復期と今、明言されたので、そうなってくると社会的入院とかそういう人たちを逆に集めて経営的なものを考えながら、運営するということはだめということによろしいですね。

<事務局>

今委員がおっしゃったとおり県としては回復期をやるというのが大前提です。したがって、医師等の数が少ないので、療養をやったという理解でございますので、機能は当初から回復期を担う医療を提供していただくというところでございます。先生おっしゃるとおりでございます。そのように理解しております。

<委員>

募集要項を見ていて期間が資料の2ページの4番の(7)、病院運営の継続、継続というのは新たに継承してやった後の継続ともとれるし、元の方の病院の形態の継続ともとれる、両方とれるとも思うのですが、「少なくとも10年間に渡って現在の場所で病院運営を継続すること」と書いてありますけれど、これについて聞きたいのですけれど、今そもそも始まった段階では以前の病院の形態を継続していないのですが、その段階をもって継続として、どこから10年というのが始まるのですか、もうすでに始まっているのですか。

<県立病院担当部長>

ここの病院運営の継続というのは契約上、病院を開設してから10年間というようなことにしておりますので、もうすでに始まっているという理解です。病院の移譲にあたりまして回復期病床を移譲条件としたということでございます。ただ、今回のように、いつの段階で医師の確保を一般病床の条件をクリアできる形という時期までは定めていなかったわけでございますけれども、今まさに病院運営の継続が、開設から期間が始まったわけでございます。葵会では事業計画として1年以内に必要な医師を確保して一般病床を目指していくということでございますので、そうした中で旧七沢病院の機能がしっかりと引き継がれて継続されていくものと考えております。

<委員>

私たち非常に不思議に思ってしまうのです。全然違った形態で始まっているのに、もう今始まっていると言い切ってしまうのですか。その点が非常に不思議です。全部フルオープン

してちゃんと一般病床になって前の病院を引き継いだ段階でいいのではないですか。地域医療構想の中でよく話し合うべき課題であってどの段階からどういうふうに葵会の新しいところが我々の中で機能していくのかという話をしないでもう始まったのですと県が言い切ってしまうのはいかがなものかと私は思うのですがいかがでしょうか。

<県立病院担当部長>

移譲条件としては回復期機能をやっていただくということですので、それについては当初から当然やっていただくということで病院を継続していると理解しているところでございます。

<委員>

ですから私は地域医療構想の調整会議の中でその話をしっかりと話をした上で一体これをどういうふうに我々の中で位置付けていくのかを県として考えていただきたいと提案したいと思います。

<会長>

この件に関しては調整会議の中でしっかり話し合っていきたいと思っております。ほかにいかがでしょうか。

<委員>

この問題は葵会が予定通りに我々が認識していた形での人員配置をしたスタートが切れなかったということに関しては、そこはそれで問題があるかと思えます。やはりこうなった原因というのは県が作成した移譲条件が非常にあいまいであった。県立病院課の説明がアバウトというか、県の七沢病院だったものを移譲するわけですから移譲してからしばらくの間は県として責任があるわけで非常に重い問題であると思うのですね。そもそも論として、募集要項で回復期の病床として100床以上を脳血管疾患の患者とすることというこの文言が、病院をやっている人間からするとすごくアバウトなのですよね。だからこの文章に書いてある条件であれば療養病床でもOKというように取れますけれど、地元で七沢のもともとのリハビリテーション病院の脳血管センターを従来どおり引き継ぐということの条件とは、文章として出された条件が違う、違うように読めてしまうものを作った県に一番問題があって、そのうえであくまでも移譲条件上は問題ないというのが県の認識ですよね。ただ許可条件としては、要するに前が一般でやっていたわけだから一般にきなさいということですよ。お役所である以上、移譲条件がOKでも許可条件がOKではないということ本来は許可すべきでないということで話は終わりのはずなのに、やむをえないとか一年間の猶予をしている。資料1の3に書いてあるものは県としても仕方がないとかそういうような形をしているというのは通常我々医療機関からすると、なんかもすごく県は厳しくて融通が利かなくてというところがあると思うので、そこがやはり異常です。行政指導を行うと行って最悪取消という話ですけれど、そもそも許可条件上で、通常であったら許可条件を満たさなければ開院を

許可すべきでないのに許可しているわけですから、逆に言うと1年でどんなことがあってもそこは守るしかないし、守れなかったら、鋭意努力していますとか、こうこうこういう理由で改善計画だしていますということになります。県立病院担当部長はしっかりした計画出しているからこれで何とかかなと思いますといつもおっしゃっていますが、1年たってもそれが守れなかったときに、また先の計画だけで特例的に何となく、なし崩しになるような対応はやめていただきたい。最悪、何も守れなかった時には行政指導は一つしかないというか、厳正な対応をしていただかないと我々の地域の1年間としての特例的にこんなのあるのかと皆思っています。思っていますけれど療養病床からのスタートを認めるということは、1年後には0か100かでやってもらわないと、本当に地域の中で行政に対する信頼がゼロになりますのでそこだけは本当によろしくお願いします。要するに行政指導は何段階もあるという話ではなくて、これはオールオアナッシングで対応してください。要望です。

#### <会長>

委員がおっしゃいましたけれど我々も何でこの条件で病院が始まらなければいけないのだろうかという思いが行政の方々に対してあると思います。葵会それから県は必ず守っていただきたいと考えております。

時間も限りがありますのでここで区切らせていただきますが、葵会から文書をお示ししていただきましたが、本日初めて示されたものですのでひとまず預からせていただき後日返答することとしたいと思います。それでは一部を終了したいと思います。